

府中市学校給食食物アレルギー対応実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市学校給食センター（以下「給食センター」という。）で実施する学校給食における食物アレルギー対応について、必要な事項を定めるものとする。

(対応の方法)

第2条 この要綱による食物アレルギー対応の方法は、次のとおりとする。

- (1) 食物アレルギーの原因となる食品を除去等した給食（以下「除去食等」という。）を提供する。
 - (2) 飲用牛乳類を除去する。
 - (3) 献立細案及び使用食品原材料配合表（以下「献立細案等」という。）を配付する。
- 2 前項のアレルギー対応を希望する児童・生徒の保護者又は給食費の納入者（以下「対応希望保護者等」という。）は、食物摂取制限に関する申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）を在籍する学校の校長を通じて教育長に申出をしなければならない。
- 3 対応希望保護者等は、第1項第2号による飲用牛乳類の除去の申出をしたときは、別に定めるところにより学校給食費の減額の申出をすることができる。
- 4 教育長は、第1項第3号の献立細案等の配付の申出を受けたときは、毎月、申出のあった対応希望保護者等に送付する。

(除去食等の内容)

第3条 除去食等の対象となる食品は、次のとおりとする。ただし、調理等により、提供できない場合がある。

- (1) 卵（鶏卵、うずらの卵）
- (2) ナッツ類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ）
- (3) 果物

(除去食等の対象者)

第4条 除去食等の対象者は、給食センターから給食を提供している学校の児童・生徒のうち、食物アレルギーを原因として給食の全部又は一部を食べることができない者とする。ただし、アナフィラキシーショックの既往歴がある者は対象としない。

(除去食等の申込み)

第5条 除去食等を希望する児童・生徒の保護者又は給食費の納入者（以下「除去食等希望保護者等」という。）は、児童・生徒の食物アレルギーに係る症状等について、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）を基に、児童・生徒が在籍する学校の養護教諭及び給食センターの

栄養士に相談し、説明や助言等を受けた後、学校給食食物アレルギー除去食等申込書（第2号様式。以下「申込書」という。）を、児童・生徒が在籍する学校の校長に提出しなければならない。

（除去食等の申込みの審査）

第6条 校長は、前条の申込みがあったときは、学校内に設置した食物アレルギー除去食等審査会（以下「審査会」という。）を招集し、申込書を審査し、管理指導表の写しと一緒に審査結果を教育長に報告しなければならない。

2 審査会は、校長又は副校長、養護教諭、学級担任及び給食主任で構成する。

（除去食等の決定）

第7条 教育長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、除去食等の実施の可否について決定し、学校給食食物アレルギー除去食等決定通知書（第3号様式）により校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、学校給食食物アレルギー除去食等決定通知書（第4号様式）により除去食等希望保護者等に通知するものとする。

（除去食等の更新の時期）

第8条 除去食等希望保護者等は、毎年度給食開始前の指定された日までに、第5条に規定する申込書を、児童・生徒が在籍する学校の校長に提出しなければならない。ただし、管理指導表を添付するものとする。

2 前項の規定による申込みを受けたときの処理は、第6条及び第7条の規定を準用する。

（除去食等の内容の変更）

第9条 除去食等希望保護者等は、除去食等の対象となる食品を変更、追加するとき、又は管理指導表の内容に変更が生じる場合は、除去食等の対象とする食品を減ずる場合を除き、申込書に管理指導表を添えて、児童・生徒が在籍する学校の校長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みを受けたときの処理は、第6条及び第7条の規定を準用する。

（除去食等の中止）

第10条 除去食等希望保護者等は、除去食等の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学校給食食物アレルギー除去食等中止届（第5号様式）を児童・生徒が在籍する学校の校長に届け出なければならない。

(1) 児童・生徒が在籍する学校を変更するとき。

(2) 除去食等を必要としなくなったとき。

2 校長は、前項の規定による届出を受けたときは、教育長に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けたときの処理は、第7条の規定を準用する。

（献立細案等の中止）

第11条 対応希望保護者等は、第2条第1項第3号の規定による対応を必要としなくなったときは、申出書により在籍する学校の校長を通じて教育長に申出をしなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。